

2016 年度海外制度調査

ナイジェリアにおける
輸出入規則及び手続きに関する調査

2017 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

貿易投資相談課

ラゴス事務所

目次

I. 輸入業者登録	1
1. 登録に必要な書類	1
2. 登録方法	2
3. 登録に必要な期間	2
4. ライセンスの種類の違い.....	2
II. 輸入手続きと必要書類	3
1. フォーム M.....	3
2. 承認取引銀行	7
3. フォーム M 作成の概要と目的.....	7
4. フォーム M の特徴と利点.....	7
5. フォーム M の作成、期間、費用および可能な免除のための申請手続き.....	8
III. 到着前審査報告書 (PAAR)	10
1. PAAR の概要と目的.....	10
2. 手順が完了するまでの期間.....	11
3. PAAR 手続きの申請が免除されるケース	11
IV. 輸入製品の検査と認証	12
1. 必要な検査とその他の認証手続き.....	12
2. SONCAP の目的.....	12
3. 新 SONCAP 体制の基幹的な特徴.....	13
4. 製品の適合性を判断するためのルート.....	13
5. 適合性評価プログラム (SONCAP) サービス.....	16
6. 範囲	16
V. 決済／支払い	17
1. 輸入業者がオフショア口座を保有する場合、外貨決済／支払いに対する手続き	17
VI. 税金	18
1. 税金システム	18
2. 関税率	18
3. 販売税 (付加価値税)	18
4. 最小閾値	18
5. その他の税金および関税.....	18
6. 商品の通関手続き後に提出する書類.....	19

7.	回収取引のための請求書.....	20
8.	関税以外の税金.....	20
9.	輸入税を支払う銀行.....	21
VII.	輸出.....	22
1.	輸出業者としての登録.....	22
2.	登録方法、費用、所要時間.....	23
3.	手続きおよび書類要件.....	24
4.	輸出売上高の補償.....	25
5.	まざまな種類の登録.....	26
6.	輸出製品の検査と認証.....	27
VIII.	ECOWAS 貿易自由化計画.....	28
1.	ECOWAS 貿易自由化計画 (ETLS) の概要.....	28
2.	免税を受けるための規定と承認.....	28
3.	ECOWAS 諸国からの輸入のための ETLS の手続き手順.....	29
IX.	結び.....	30

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）のラゴス事務所を通じ委託調査を行い、貿易投資相談課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

用 語

Authorised Dealer Banks (ADB)	承認取引銀行
Autonomous Foreign Exchange Market (AFEM)	自律外国為替市場
Certificate of Capital Importation (CCI)	資本輸入証明書
Central Bank of Nigeria (CBN)	ナイジェリア中央銀行
Combine Certificate of Value and Origin (CCVO)	価格・原産地複合証明書
Companies and Allied Matters Act1 (CAMA)	会社および関連事項に関する法律
Comprehensive Import Supervision Scheme (CISS)	包括輸出監督スキーム
Corporate Affairs Commission (CAC)	法人法規委員会
Customs and Excise Management Act (CEMA)	税関および消費税管理法
Federal Internal Revenue Service (FIRS)	連邦歳入庁
Federal Ministry of Finance (FMF)	連邦政府財務省
International Accreditation Firms (IAF)	国際認証企業
National Agency for Food and Drug Administration and Control (NAFDAC)	食品医薬品管理局
National Maritime Authority (NMA)	国家海事局
Nigerian Customs Service (NCS)	ナイジェリア税関
Nigerian Industrial Standards (NIS)	ナイジェリア工業規格
Nigerian Export Promotion Council (NEPC)	ナイジェリア輸出促進協議会
Non-Conformity Report (NCR)	不適合報告書
Pre-Arrival Assessment Report (PAAR)	到着前審査報告書
Single Goods Declaration (SGD)	単一商品申告書
Standard Organization of Nigeria Conformity Assessment Program (SONCAP)	適合性評価プログラム
Standards Organization of Nigeria (SON)	ナイジェリア標準化機構
Taxpayer Identification Number (TIN)	納税者識別番号

I. 輸入業者登録

1. 登録に必要な書類

ナイジェリア連邦法 2014 第 45 章、税関および消費税管理法 (Customs and Excise Management Act: CEMA) には、ナイジェリアに商品を輸入しようとする個人または企業がナイジェリア関税庁 (Nigerian Customs Service: NCS) に登録するための特定要件はない。登録の要件は、ライセンスを受けた通関業者として、または自らの商品や委託物を通関するための自己評価通関ライセンスを有する企業として、そのいずれかの活動に特定している¹。しかし、「ナイジェリア企業および関連事項の規定」に基づき、ナイジェリアで事業を行うことを意図している (ナイジェリアへの商品の輸入を含む) 個人又は企業は、まず、ナイジェリアで法人法規委員会 (Corporate Affairs Commission: CAC) に登録しなければならない²。

CAC 登録手続きの第 1 段階は、予定している企業の名称について CAC で有効性検索を行うことである。その名称が登録可能である場合、その名称は、まず 60 日間、その後さらに 30 日間、留保される。

CAC に提出する書類および所定の定款書式³

- ・新企業の覚書と定款
- ・フォーム CAC3: 企業の登録住所の通知これはナイジェリアの住所でなければならない
- ・フォーム CAC7: 提案された企業の代表取締役の詳細、会社および関連事項に関する法律 (Companies and Allied Matters Act1: CAMA) には最低 2 名の取締役が必要である
- ・フォーム CAC2: 提案された企業の株式資本および株式配当利益に関する声明
- ・フォーム CAC2.1: 企業の事務局長 [A3] である者の詳細

CAMA の下では、非公開企業に必要な最低資本金は 1 万ナイラであり、一方、公開有限企業 [A4] の場合、最低金額は 50 万ナイラである⁴。

しかし、外国株主を持つ会社は、事業許可を得るために最低株式資本を 1,000 万ナイラにする必要があり、株式資本が 1,000 万ナイラ以上の企業に限って外国人従業員割当が認められる⁵。

¹ <https://www.customs.gov.ng/Stakeholders/>

² ナイジェリア企業および関連事項の規定 第 20 章 54 節、ナイジェリア連邦法 2004

³ <http://new.cac.gov.ng/home/forms/>

⁴ 添付の「会社設立覚書」参照

⁵ 添付の「会社設立覚書」参照

さらに内務省は、外国の民間企業に対し、資本金、融資、または資機材の輸入によって、30万ドルの資金調達の実績を示すべきであると要求しており、それが事業許可および外国人従業員割り当て許可を得る条件になっている⁶。

2. 登録方法

法律事務所は、設立者から必要な情報を受け取った後、上記を参照して定款フォームに記入し、フォームは候補株主および取締役による実行のために設立者へ送られる。上記の項目 (i) と (iv) は、CAC に提出する前に連邦歳入庁 (Federal Internal Revenue Service: FIRS) の印紙税事務所で正式に捺印されていなければならない。

3. 登録に必要な期間

設立手続きに要する期間は、不測の事態がなければ、所定のフォームおよび書類の提出日から2週間から3週間である。設立費用は会社の株式資本によって異なる。1,000万ナイラ株式資本を有する会社を法人化するためには、14万ナイラの費用がかかる。

4. ライセンスの種類に違いがある場合、どのような登録がありますか？

上記1で指摘したように、ナイジェリアへの輸入を予定している個人または企業が、ナイジェリア税関 (Nigeria Customs Service: NCS) に登録することに関して CEMA には特別な要件はない。しかし、重要な要件はCACへの登録であり、これにより会社が輸入業務およびその他の事業に従事する権利を与えられる。

⁶ 「ナイジェリアにおける営業業務ガイドライン」ナイジェリア投資促進協議会出版

II. 輸入手続きと必要書類⁷

1. フォーム M

商品をナイジェリアに輸入しようとする個人または法人⁸は、価額と支払いの有無に関わらず、まず公認ディーラー兼用銀行を通じて電子フォーム M (e-Form M) を処理する⁹。ナイジェリア中央銀行 (Central Bank of Nigeria: CBN) は、貿易ポータル上での輸入業者／貿易業者自身によるフォーム M の提出も認めている¹⁰。

承認されたフォーム M の有効期間は、1 年間の有効期間を持つ設備及び機械装置を除き、6 ヶ月となる。その後の再承認の申請は、CBN の貿易・取引部部長に直接連絡する。

サポート文書には、外国為替送金が関与するか否かに応じて、「外国為替の有効／無効」と明記する必要がある。

揚地検査の対象となる商品のすべての申請書には「BA」コードが、対象外のものにはフォーム M の番号付けシステムの接頭に「CB」を記載する。スキームの下での揚地検査を免除された商品の支払いは、ナイジェリア中央銀行の事前承認なしに、外国為替市場で行われることはない。揚地検査を免除される商品のリストは、財務大臣の承認を受けなければならない。承認は、揚地検査を免除されたフォーム M を完成するための前提条件となる。

フォーム M および関連するプロフォーマインボイス (有効期限を 3 ヶ月とする) は、輸入商品についての適切な記述を行い、価格確認を容易にすること。

記述内容は以下のとおり：

- a. 一般的な商品名、すなわち商品タイプ、カテゴリー
- b. 該当する場合は、製品の商標またはブランド名
- c. 該当する場合は、型式名、型式または参照番号
- d. 品質、グレード、仕様、容量、サイズ、性能などの説明
- e. 数量および梱包および／または包装

フォーム M は、CBN およびその後の NCS の承認後にのみ、輸入に関して発行される。したがって、認定ディーラーは、他の輸入プロセスを進める前に、フォーム M の承認を確認

⁷ 連邦政府財務省 2013 ナイジェリアの揚地検査制度における輸入ガイドライン、手続き文書化要件について (添付)

⁸ ナイジェリア中央銀行回状 No. TED/FEMFPC/GEN/01/012 ナイジェリアの揚地検査制度下における輸入ガイドライン、手続き、文書化要件について (添付)、2014 年 4 月 30 日、貿易・取引部発行

⁹ https://www.customs.gov.ng/Guidelines/Destination_Inspection/guidelines.php

¹⁰ ナイジェリア中央銀行回状 No. TED/FEMFPC/GEN/01/003 輸入業者／貿易業者自身による電子フォーム M の提出 (添付)、2013 年 3 月 22 日、取引・為替部発行

する必要がある。

各輸入取引に関する書類には、製品名、原産国、仕様、製造年月日、バッチ番号またはロット番号、製品の規格（例えば、NIS、英国規格-PD、ISO、IES、DINなど）を記載するものとする。

国内に輸入されるすべての商品には、他の取引言語に加えて、英語のラベルを付けるものとする。英語ラベルがない場合、商品は没収される。

食品、飲料、化粧品、医薬品、医療機器、化学製品などの輸入品が健康上または環境上の理由により規制されている場合は、有効期限または保存可能期間を明記し、該当する場合は有効成分を特定すること。

電気器具（蛍光灯、電球、電気アイロンや電線など）は、性能に関する情報を記載し、ケーブルは、定格に関する情報を記載する。

すべての電子機器および機器には、以下を添付するものとする。

- a. 取扱説明書
- b. 安全情報および／または安全標識
- c. 少なくとも6カ月間の保証契約

すべてのコンピュータハードウェア、ソフトウェア、オペレーティングシステム、および組み込みシステムは、2000年問題対応を継続するものとする。

事実の誤りまたは虚偽の申告があった場合には、遅延または押収・差し押さえとなる。申請のない製品の輸入および／または有効なフォームMのないものは、警告なしで自動的に没収と破壊の対象となり、起訴の対象となる。

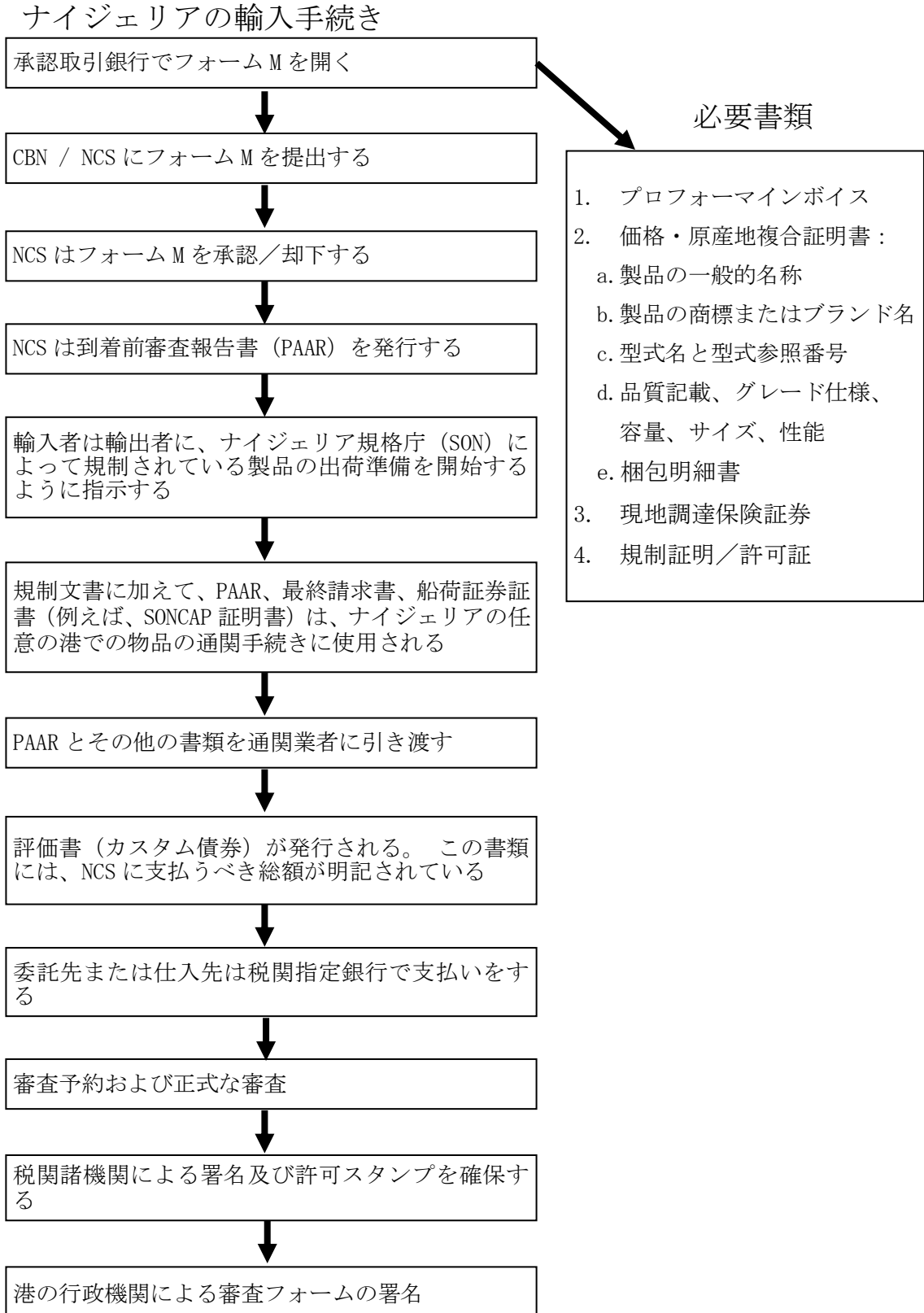
国内への輸入品には以下の書類を添付しなければならない。

価格・原産地複合証明書（Combine Certificate of Value and Origin: CCVO）はプロフォームインボイスの記載事項に加えて次の詳細を含む。

- ・ フォームMの番号
- ・ 商品の適切な説明
- ・ 仕向け港（実際の港は、例えば、Tin Can、Apapa、Kano、Onneなどと指定される）

- a. 船積証明、船積日、原産国、供給国
- b. 包装内容明細書
- c. 船積／無故障船荷証券／航空貨物運送状／貨物運送状／陸路貨物運送状
- d. 上記において適用可能でない場合、製品が標準規格品であることを示す製造者証明書

手順全体のフローチャートと必要書類



2. 承認取引銀行

承認取引銀行は、輸出入取引を行うために CBN によって指定された銀行である。彼らが引き受ける輸出入取引の一部が、フォーム M の処理である¹¹。

3. フォーム M 作成の概要と目的

フォーム M は、連邦政府財務省 (Federal Ministry of Finance: FMF) とナイジェリア中央銀行 (CBN) を通じて、ナイジェリア連邦政府により導入された必須の文書化プロセスで、該当する場合は輸入関税の回収を可能にすると同時に、国内への輸入商品を監視するためのものである。ガイドラインでは、「物品をナイジェリアに輸入しようとする者は、その価格に関わらず支払いが行われているかどうかに関わらず、まず承認取引銀行を通じてフォーム M を処理するものとする」と定めている。フォーム M は、輸入許可証と同様に考えるべきである¹²。

フォーム M は、CBN とナイジェリア税関 (NCS) によって導入された。フォーム M の処理は、2012 年 12 月 6 日に完全実施された¹³。

4. フォーム M の特徴と利点

国際貿易取引の自動化およびすべての国際貿易取引の輸入から通関完了段階までの所用時間の短縮。

シングルウィンドウプラットフォームにアクセスして使用するための要件は次のとおりである。

- a. 連邦歳入庁 (FIRS) 事務局における納税者識別番号 (Taxpayer Identification Number: TIN) の登録
- b. FIRS 事務局で既存の TIN を使用している顧客による TIN の検証
- c. FIRS ポータルにログオンし、「インポーター」として登録
- d. 銀行／顧客が <https://app.trade.gov.ng/formx> にログオンし、フォーム M の開始
- e. すべてのオリジナル文書 [仮 (プロフォーマ) 請求書、保険など] を承認するために銀行に送付

¹¹ https://www.customs.gov.ng/Guidelines/Destination_Inspection/responsibilities_authorized-dealers.php

¹² <http://www.exports-to-nigeria.com/en/news/e-form-m>

¹³ <http://www.gtbank.com/personalbanking/services/e-banking-services/electronic-form-m>

5. フォーム M の作成、期間、費用および可能な免除のための申請手続き

フォーム M による申請手続きは次のとおりである¹⁴。

フォーム M 申請書を次の付属書類と共にオンラインで承認取引銀行に提出する。

- プロフォーマインボイス
- 現地調達保険証書
- 規制上の証明書／許可証。 製品に応じて、製品証明書*〔ナイジェリア標準化機構 (Standards Organization of Nigeria: SON) によって規制されているすべての製品用〕または食品医薬品管理局 (National Agency for Food and Drug Administration and Control: NAFDAC) 証明書 (食品および医薬品用)

記入したフォーム M は、承認のために NCS に提出される。

上記に詳述されているように、添付が必要な輸入前の書類を付したフォーム M を受領すると、NCS は申請書を審査し、1 営業日以内に受諾または却下する。

「受諾」された場合、NCS はフォーム M をシングルウィンドウトレードシステムに登録する。「却下」された場合、NCS は却下理由を示し、訂正のために文書を自動的に返送する。

フォーム M が NCS に受諾されると、輸入業者は輸出業者に SON によって規制される製品の船積準備を開始するように通知する。これには、ナイジェリアの港での通関手続に必要な適合性評価プログラム (Standard Organization of Nigeria Conformity Assessment Program: SONCAP) の認証を取得するための検査、試験、認証が含まれる。

SONCAP 証明書が発行された後 (該当する場合)、貿易ポータルで SONCAP 証明書が有効化された後、到着前審査報告書 (Pre-Arrival Assessment Report: PAAR) によって通関すべき商品をナイジェリア向けに船積みできる。

CBN¹⁵は、2012 年 12 月 6 日から、シングルウィンドウトレードシステム上のフォーム M にアクセスするために、承認取引銀行 (Authorised Dealer Banks: ADB) が負担する 1,500 ナイラの手数料を導入した。この金額は、ADB によって顧客が負担して払い戻すことになる。

¹⁴ <http://www.exports-to-nigeria.com/en/news/e-form-m>

¹⁵ <http://www.vanguardngr.com/2013/03/cbn-unveils-new-charges-for-use-of-e-form-m-by-banks/>

すべての商品は、その性質、大きさ、または量にかかわらず、サンプルおよび人道援助物資も含めて、揚地検査手続きの対象となるが¹⁶、以下のアイテムは、フォーム M と揚地検査要件書式の両方から免除される：携行品、一部の生鮮食料品、中古車、石油・ガス自由区向けの貨物（登録輸入業者のみ）。外交官用品と一時輸入として輸入された商品はフォーム M と出荷前検査手続きの両方から免除される。

¹⁶ <http://www.ronishlogistics.com/FormM.htm>

III. 到着前審査報告書 (PAAR)

1. PAAR の概要と目的

PAAR¹⁷は Pre Arrival Assessment Report の頭文字である。到着前審査制度により、輸入業者／通関業者は、貨物の到着前に、PAAR の審査と発行のために輸入書類を提出することができる（通関手続きのため）。2009 年から NCS は、本質的に中核を担う税関分野の担当職員への訓練と再訓練の担当の引き継ぎ、リスク管理と税関における ICT の適用の内部移行計画を採択した。これは、契約終了時に揚地検査を行う能力が十分に身につけているようにするためである。

PAAR は、NCS の職員が、特に貿易円滑化、経済競争力、収益の回収と国境警備強化のために協力して考案・開発した。

PAAR は、NCS が PAAR を形成するために設計し使用するオンラインアプリケーションである。PAAR プロセスは次のとおりである¹⁸。

NCS は、承認取引銀行から他の必要な輸入前書類とともにフォーム M を受け取り、提供された情報を使用して予備プレビューを実施する。受諾されたフォーム M は、NCS によってシステムに登録される。

最終輸入書類が、承認取引銀行から NCS に送られる。参照される文書は次のとおりである。

- ・最終インボイス
- ・価格・原産地複合証明書
- ・輸送文書（船荷証券／航空貨物運送状／道路貨物運送状）
- ・パッキングリスト
- ・NCS によって作成された PAAR を作成する
- ・規制文書、例えば SONCAP 証明書（貨物が SON 規制品の場合）に加えて、PAAR、最終インボイス、船荷証券（その他の最終文書とともに）が、ナイジェリアの港での物品の通関手続きに使用される

上記 5 種類の書類が完成したら [A5]、以下の段階に進む。

- a. PAAR および上述のその他通関用書類を通関業者に引き渡す。

¹⁷ <http://www.rvo.nl/sites/default/files/2013/12/Werkwijze%20douane%20Nigeria.pdf>

¹⁸ <http://www.exports-to-nigeria.com/en/news/paar-system>

- b. 評価文書（デビットノート）が発行される。本文書は、ナイジェリア税関に支払うべき税金の総額を明確に示す。
- c. 荷受人または決済業者は、デビットノートに記載された額を税関指定銀行で支払う。
- d. これは、税関手続きにおける最も骨の折れる、専門的な分野である。

①審査予約および正式な審査

②例えば、税関情報部、執行部、税関審査など、税関の諸機関から署名および許可スタンプを受ける作業

③港に所在する政府機関の審査フォームに署名。例えば、警察、国家保安省、麻薬取締局、爆発物取締局、食品医薬品管理局、ナイジェリア標準化機構、その他

2. 手順が完了するまでの期間¹⁹

問題がなければ、NCS が PAAR を作成するのに約 2 日、時には 1 日以内に発行する場合もある。港から委託される貨物を通関するために PAAR の発行から約 2 週間を要する。フォーム M を作成する時点で手数料等がすでに支払われているので、PAAR の処理には特別にコストはかからない。

3. PAAR 手続きの申請が免除されるケース

以下の商品は、フォーム M と揚地検査要件フォームの両方を免除される。

- ・所持品
- ・一部の生鮮食料品
- ・中古車
- ・石油・ガス自由区（登録輸入業者のみ）向けの貨物
- ・外交官用品と一時輸入として輸入された商品

¹⁹ <http://www.rvo.nl/sites/default/files/2013/12/Werkwijze%20douane%20Nigeria.pdf>

IV. 輸入製品の検査と認証

1. 必要な検査とその他の認証手続き

適合性評価プログラム（Standard Organization of Nigeria Conformity Assessment Program: SONCAP²⁰）は、ナイジェリアへの輸入品が、ナイジェリア工業規格（Nigerian Industrial Standards: NIS）またはこれに類する承認済みの基準、および船積前の技術的規制に適合することを検証するために使用される、標準プロセスに対する船積前の適合性検査である。

SONCAP 制度の下では、輸出国で船積前に検査および試験を実施することが要求されており、製品がナイジェリアの規格および規則に準拠していることを示す SONCAP 証明書（SC）、または製品が準拠していない場合は不適合報告書（Non-Conformity Report: NCR）が発行される。

SONCAP で実施される適合性評価要素には、船積前の物理的検査、サンプリング、認定された検査室での試験および分析、製品プロセスおよびシステムの監査、ならびに規制に対する適合性の書類審査および規格への適合性の総合的な評価が含まれる。

2. SONCAP の目的

当プログラムの目的は以下を含む。

- ・ナイジェリアに輸出する前に、規制対象製品が NIS または承認された基準に準拠していることを確認する
- ・不正競争を防止するために、規制された製品と国内で製造された製品の両方に品質面で公平な競争の場を提供する
- ・ナイジェリア市場への不良品のダンピングを防止し、その結果輸入業者および国全体に対する経済的損失を防止する
- ・輸出国／輸出業者がナイジェリアに出荷された商品の代金を支払っていることを念頭に置いて、人命や外国為替を含む財産の損失を防止する
- ・当該物品がナイジェリアに到着した際の規制当局による有害な反応（不良品の破壊によって引き起こされる環境汚染など）を回避する
- ・港湾での商品の迅速な通関によって貿易を促進する
- ・ナイジェリアへの誠実な投資家と投資を奨励する
- ・ナイジェリア製品の販売を促進する

²⁰ <http://son.gov.ng/soncap/>

- ・外国為替を確保する

3. 新 SONCAP 体制の基幹的な特徴

SONCAP 体制には 3 つの重要な特徴がある。²¹

SONCAP の対象商品または製品の範囲。

以下を除き、すべての輸入品が SONCAP の規制対象となる。

- ・食品
- ・薬（医薬品）
- ・機器や機械以外の医療品
- ・正規の製造業者が原料として使用する化学物質
- ・軍用品および装備
- ・ナイジェリア連邦政府が密輸品に分類した品物
- ・自動車以外の中古品

製造のために機械または関連する部品を輸入しようとしている正規の製造業者は、輸入許可のため (<http://son.gov.ng/soncap/>) SONCAP 輸入許可を SON に申請することが推奨されている。

連邦政府は、CBN 内にある包括輸出監督スキーム（Comprehensive Import Supervision Scheme: CISS）の省庁間技術委員会を通じて、スキーム下で規制の対象となる製品（複数）を随時追加または削除することがある。適切な通知は、必ず CBN を通じて CISS によって提供され、完全遵守を可能にするために、施策を公表した日とその実施の間に適切な期間が置かれる。

4. 製品の適合性を判断するためのルート

ナイジェリアの港に到着する SONCAP の対象になる商品（複数）または製品（複数）の各積荷には、SONCAP 証明書（SC）を添付しなければならない²²。

これらの要件を達成するために採用される方法は、製品の性質、製造業者のリスクプロフィール、および既存の認証に対応した適合性のレベルによって変わる。

SON は、安全衛生・環境保護の種類、リスク、効果に応じて、SONCAP 対象製品の適切な適合性評価手順として適用される 3 つのルートを定義している。ルートは次のとおりである。

²¹ <http://son.gov.ng/soncap/>

²² <http://son.gov.ng/soncap/>

(1) ルート A：登録されていない／無免許の製品（適合証明）

輸入される各貨物には、検査、該当する規格への貨物検査、FCL（コンテナ 1 本を満たす貨物）の中身の証言、および要件への適合に基づいた FCL へのシール貼付が必要である。当該製品に対してのみ有効な SC が発行される。手順は以下のとおりとする²³。

ステップ 1：製品証明書 1（未登録状態）

製品証明書 1（未登録状態）は、次の項目の満たされた時に国際認証企業（IAF）が発行し、6 カ月間有効である。

- ・検査
- ・製品サンプリング：試験のために提出されるサンプルは、（i）IAF によって抽出されるか、または（ii）IAF の監督下で製造業者の敷地内で抽出される。

ステップ 2：試験報告書

試験報告書は承認済み ISO 17025 検査室、または IAF が立ち会った試験について製造業者によって発行される。

ステップ 3：適合証明書（CoC）

- ・ステップ 2 で行った結果の満足できる試験報告書の受領書
- ・十分な商品の確認、FCL の中身の証明、およびリスク評価に基づいた FCL へのシールの貼付
- ・最終文書の受領

検査および／または検査の要件に合格すれば、IAF は適合証明書を発行し、要件に違反した場合、不適合報告書を発行する。

(2) ルート B：登録製品（登録および適合性検査）

貨物が規格に適合していること、および同じ品質の製品を一貫して生産するのに必要なシステムを製造業者が持っていることを考慮して、製品の登録は、型式検査と製造元の品質システム評価を実施した後に行われる。手順は以下のとおりとする。

ステップ 1：製品証明書 2（登録済み状態）

製造工場の監査が十分に完了した時点で、1 年間有効の製品証明書（Product Certificate: PC）が国際認証企業（IAF）から発行される。ルート A の製造業者／輸出業者は、コンプライアンスの良好な履歴に基づいてルート B に昇格することができる（最低

²³ <http://son.gov.ng/soncap/>

4回の規格に完全準拠した取引)。

ステップ2：試験報告書

承認された試験所または製造業者が発行した試験報告書は、出荷ごとに IAF が受領するものとするが、四半期あたりの出荷量の少なくとも 40%においては、IAF は承認された試験所へ提出するためにサンプルを採るか、製造業者の敷地内でサンプリングとテストに立ち会う。

ステップ3：適合証明書 (Certificate of Conformity: CoC)

IAF が以下に基づいて発行する適合証明書

- ・ ステップ2で行った結果の満足できる試験報告書の受領
- ・ 十分な商品の確認、FCL の中身の証明、および FCL へのシールの貼付（四半期ごとに少なくとも 40%の出荷が可能）
- ・ 最終文書の受領
- ・

検査および／または検査の要件に違反した場合、IAF は不適合報告書を発行するものとする。

(3) ルートC：ライセンス製品（製品認証システム）

製品のライセンス付与は、試験や工場監査、定期的な監視などの製品の詳細な評価に基づいている。関連する NIS または認可された同等の基準に準拠する場合、製品にはライセンスが付与される。ただし、年に少なくとも 2 回、出荷前の確認、つまり文書審査、プロセス評価、施設の検査、出荷される貨物の検査、試験の確認、FCL の中身の証言および積荷の封印を行い、適合性が維持されていることを確認する。ライセンスは製品の製造元のみ与えられ、輸出業者および／または供給業者はそのプロセスを利用できない。手順は以下のとおりとする。

ステップ1：製品証明書3（許可状況）

製品証明書（PC）は、1年間有効で、製造工場の監査が十分に完了した時点で IAF から発行される。ルートBにおける製造業者は、コンプライアンス履歴が良好であることに基づいてルートCに昇格することができる（最低4回の規格に完全準拠した取引と2回の工場検証）。

ステップ2：試験報告書

型式試験報告書は、製造業者あるいは承認済み試験所により発行され、認可された製品証明書の範囲内の全ての製品に関して IAF が受領する。

ステップ 3：適合証明書 (CoC)

以下に基づき IAF が発行する適合証明書

- ・ ステップ 2 で行った結果の満足できる試験報告書の受領
- ・ 十分な商品の確認、FCL の中身の証明、FCL へのシールの貼付（少なくとも 6 ヶ月に 1 回の出荷が可能な場合）
- ・ 最終文書の受領

検査および／または検査の要件に違反した場合、IAF は不適合報告書を発行する。

5. 適合性評価プログラム (SONCAP) サービス²⁴

SONCAP スキームは、ナイジェリア標準化機構 (SON) の代理として 4 つの国際認証企業 (International Accreditation Firms: IAF) によって運営されている。(IAF のウェブサイトへのリンク)

- ・ 中国認証検査グループ (CCIC)

<http://www.ccic.com/>

- ・ Cotecna Inspection Limited SA

<http://www.exports-to-nigeria.com/>

- ・ Société Generale de Surveillance (SGS)

<http://www.sgs.com/en/Public-Sector/Product-Conformity-Assessment-PCA/Nigeria-SGS-Mandate.aspx>

- ・ Intertek

<http://www.exports2nigeria.com/>

6. 範囲

輸出業者、輸入業者および一般の消費者が希望する品質／専門サービスに自由にアクセスできるような、そして運営組織が SONCAP の共通目標を達成できるような品質と競争を奨励するために、IAF は各自の管轄エリアで、世界のあらゆる場所で活動することができる。

²⁴ <http://son.gov.ng/soncap/>

V. 決済／支払い

1. 輸入業者がオフショア口座を保有する場合、外貨決済／支払いに対する手続き

輸入業者は、外国為替がナイジェリア中央銀行（CBN）から調達されていない限り、オフショア口座または他の手段を問わず、どのような方法を選択しても輸入品の代金を支払うことができる。しかし、ナイジェリアの各銀行やフォーム M を作成した承認取引銀行を通じてのみ送金できる。関税に関する支払いについては、状況が異なる。これは、輸入関税が輸入業者によって承認取引銀行に現地通貨で支払われなければならないことを意味する。以下の手続きは、以下の支払いに適用されるものとする²⁵。

信用状による取引：取引に資本輸入証明書（Certificate of Capital Importation: CCI）および／または供給者のクレジットの交付が含まれている場合、すべての交渉文書および／または出荷書類（該当する場合）は、サプライヤー銀行から発行銀行と提携銀行へ、その後承認取引銀行に送付される。銀行が上記の経路指定に従わない書類に基づいて承認したり、支払いを行ってはいけない。

- a. 回収手形及び未確認の信用状については、供給業者の銀行から直接、又は発行銀行のオフショア代理店を通じて、発行銀行に書類を提出しなければならない。
- b. 外国為替取引（外国為替譲渡を必要としない）が非有効となる場合は、供給業者はフォーム M を開設した銀行に書類を直接送る必要がある。さらに、当該取引から 90 日経過後における出荷書類が未提出の場合は適用される報告書をその後提出しなければならない。
- c. 個人の所持品の場合、関連書類を適切なサービスプロバイダに送る必要がある。ただし、旅客に許可された容量を超えて課税対象品が見つかった場合、それらは商業商品として通関手続きをされなければならない。全ての輸入書類要件を満たしていなければならない。忘った場合、商品は没収される。
- d. 場合によっては、外国為替の譲渡に、非承認取引業者を使用することがある。このような取引業者は通常、非常に高い好ましくない為替レートを提示しており、彼らとの取引は違法ではないものの CBN は規制していないので、取引には注意が必要である。

ナイジェリアで報告されている外国為替の問題によれば、こうした非公認の取引業者が

²⁵ https://www.customs.gov.ng/Guidelines/Destination_Inspection/import_duty.php

横行しつつある。

VI. 税金

1. 税金システム

輸入関税および税金は、民間の個人または商業法人によって物品をナイジェリアに輸入する際に支払われる。評価方法は CIF（費用、保険、輸送費）である。つまり輸入に際する関税と税金は、輸入品の代価、輸送費、保険料を含む発送価格総額を基にして計算される。関税に加えて、輸入品は販売税（Sales Tax）や特定の商品に固有の税、例えば物品税、砂糖税、米賦課、たばこ税、および自動車税の対象となる。

2. 関税率²⁶

ナイジェリアの関税率は 0% から 35% まで変動し、平均税率は 16.96% である。一部の商品は、免税で輸入することができる（例えば、書籍）。

3. 販売税（付加価値税）

付加価値税は CIF 価格、関税、物品税およびその他の税金の合計（該当する場合）に対して標準税率 5% で輸入品に課税される。

4. 最小閾値

ナイジェリアには最小閾値の基準はない。したがって、輸入はその価格にかかわらず関税および税金の対象となる。

5. その他の税金および関税

物品税は、CIF 価格と関税の合計に対して 5%～30% で一部商品に賦課される。
税金は CIF 価格と各種商品にかかる関税の合計に対して 5% から 100% で賦課される。

NCS²⁷による輸入関税納付は以下の方法のみである。²⁸

輸入業者は、承認されたフォーム M の為替レートに基づいて、すべての輸入の FOB 価額

²⁶ <https://www.customs.gov.ng/Tariff/index.php>

²⁷ ナイジェリア中央銀行回状 No. TED/FEMFPC/GEN/01/012 ナイジェリアの揚地検査制度下における輸入ガイドライン、手続き、文書化要件について（添付）、2014年4月30日、貿易・取引部発行

²⁸ 連邦政府財務省 2013 ナイジェリアの揚地検査制度下における輸入ガイドライン、手続き、文書化要件について（添付）

の1%の行政手数料を支払う。

- a. 全ての輸入品は、承認されたフォーム M の為替レートを使用して、商品の CIF 価額で輸入関税の査定を受ける。
- b. 関税の評価額に応じた手形を顧客に対して振り出すのは、フォーム M を作成した輸入者の取引銀行の義務であり、フォーム M の開設銀行が、現行規制に準ずる指定銀行であるならば、輸入関税の納付は引き続きこの開設銀行に限られる。
- c. 顧客の銀行による銀行手形の振り出しおよび指定銀行への支払いが行われ、商品の通関前に指定銀行によって領収書が発行される。
- d. 輸入関税およびその他の手数料に関する手形は、指定銀行のいずれかに支払われ、領収書は単一商品申告書 (Single Goods Declaration: SGD) フォームの通し番号を付けて発行され、これによって物品を通関することができる。
- e. 指定銀行は、通関された物品に関するすべての支払いを、毎月曜日に、ラゴスまたは最寄りの CBN オフィスまたは通貨センターの CBN 本店 (銀行業務室) に転送し、CBN 本店に転送する。
- f. 揚地検査 (Destination Inspection: DI) スキームでの輸入支払いのための文書化要件が確認された信用状原本

- ①承認されたフォーム M
- ②価格・原産地複合証明書
- ③それに記載されている規格の製造者証明書
- ④無故障船荷証券/船積船荷証券/航空貨物運送状/道路貨物運送状
- ⑤パッキングリスト
- ⑥信用手段のレター (試験済み)

6. 商品の通関手続き後に提出する書類

- ・フォーム M 番号を記載した PAAR
- ・輸入者またはその指定代理人により作成され署名された単一商品申告書 (Single Goods Declaration: SGD)
- ・価格・原産地複合証明書
- ・包装内容明細書のコピー
- ・SGD 番号が明確に記載された輸入関税支払い領収書
- ・採用された標準規格を明記した認証済みの製造業者証明書コピー
- ・輸送業者証明書のコピー
- ・薬品、食品、飲料などの検査室での試験証明書

7. 回収取引のための請求書

- ・承認されたフォーム M
- ・単一商品申告書 (SGD)
- ・価格・原産地複合証明書
- ・署名済みの製造業者証明書
- ・船積船荷証券／無故障船積船荷証券／航空貨物運送状／道路貨物運送状
- ・保険証書
- ・SGD 番号の記載された輸入税納付領収書
- ・請求書の履歴／為替手形
- ・検数票／通行証
- ・パッキングリスト

DI スキームの下での輸入に関するこれらの文書化要件は、外国為替マニュアルの規定の一部である。したがって、輸入関連規定は、包括輸入監督制度 (Comprehensive Import Supervision Scheme: CISS) に関連しているために、この回状の規定をもって改正される。

さらに、石油製品の輸入に関する 2004 年 5 月 7 日の回状参照番号 TED/AD/55/2004 の規定は引き続き適用される。通関手続きは (ASYCUDA++ サイト) 参照。

8. 関税以外の税金

輸入関税額の計算

輸入関税、7%の課徴金、1%の行政手数料、0.5%の ECOWAS 貿易自由化制度 (ETLS)、5%の付加価値税の納付は、輸入関税分野のために連邦政府が指定した銀行の 1 つを介して行われる。これは銀行手形または銀行振込で行うことができる。²⁹

輸入税 20%の例：

- ✓ FOB 価額 = 80.00
- ✓ 輸送費 = 20.00
- ✓ CIF = 100.00

²⁹ <http://www.ronishlogistics.com/CalcImportDuty.htm>

輸入関税 (CIF の 20%)	20.00
関税に対する 7%課徴金	1.40
CIF 値に対する 0.5%貿易自由化税	0.50
FOB の 1%CISS 料金	0.80
ナイジェリア国家自動車協議会 (「NAC」) の CIF (車両にのみ適用) に対する 2%課税	2.00
上記全ての 5%の付加価値税+ CIF	6.24
税金合計	30.94
ナイジェリアでの商品の陸揚げ費用	130.94

9. 輸入税を支払う銀行

輸入関税制度のモニタリングを強化するために、船会社と航空会社は法令により、マニフェストがナイジェリア税関局に提出される前に、船舶／航空機マニフェストおよびナイジェリアへのすべての輸入出荷のための船荷証券および航空貨物運送状に各貨物のフォーム M と検査報告証明書 (CRI) 番号を常に記載するよう求められている。

特定の商品に対する最近の増税

政府は今年、以下の項目について輸入税を増税した。

- SUV、スポーツカーおよび余暇用大型車は 20%から 70%、中古車は 10%から 35%
- サトウキビと砂糖は 10%から 70%
- アルコール、蒸留酒、タバコは 20%から 60%
- 綿と生地は 35%から 45%
- 米は 10%から 60%
- 包装されたセメントは 10%から 50%

VII. 輸出

1. 輸出業者としての登録³⁰

a. 固有のビジネス名³¹

ナイジェリアで輸出者がまず取るべき措置の1つは、輸出ビジネスの名称を法人法規委員会 (Corporate Affairs Commission) に登録することである。すでに登録されている他の会社と競合するビジネス名を登録することは許可されないことに留意すること。

b. 最低2名の取締役と2名の株主

単独の所有権またはパートナーシップではなく、(有限責任または無限責任) 会社として輸出ビジネスを開始する場合、毎回最低2名の取締役と2名の株主 (最大50名) が必要である。ただし、輸出ビジネスを単独で実行する (単独の所有権) か、ビジネスパートナー (パートナーシップ) に関与する場合は、この要件は適用されない。

c. 登記上の事務所

他事業と同様、ナイジェリアのすべての輸出事業には、登記上の事務所、または少なくとも「事務所の住所」が必要である。これは、小規模にビジネスをスタートする場合に自宅の住所で十分である理由である。「自宅」であろうと実際のオフィスであろうと、最も重要なのは住所がある、ということである。

d. ナイジェリア輸出促進評議会 (Nigerian Export Promotion Council: NEXP) への登録

ナイジェリア税関は、輸出ビジネスに携わる者はナイジェリア輸出促進評議会 (NEXP) に登録しなければならないと規定している。この評議会は、石油以外の商品の輸出を促進し、代替手段を通じて国家収入を生み出す究極の目的を目指すために創設された。輸出促進評議会への登録はオンラインでできるようになった。評議会のウェブサイト

(www.nepc.gov.ng) にアクセスし、右側のサイドバーにある「ここで登録」リンクをクリックすると、手順と要件の詳細が表示される。

e. ナイジェリア輸出手続きフォーム (NXP) の登録

ナイジェリア税関はまた、ナイジェリアの輸出業者が、任意の承認されたディーラー (市中銀行またはマーチャントバンク) と共にフォーム NXP (Nigerian Export Proceeds Form) を作成し登録することを要求している。承認されたディーラーは、資金と取引の処

³⁰ <http://www.nepc.gov.ng/>

³¹ <http://infoguidenigeria.com/how-to-export/>

理を担当し、輸出者には支払いが入金される当事者アカウントを設定・維持することが要求される。

f. 特別な許認可

他のビジネスと同様、ナイジェリアで輸出ビジネスを開始するには、政府のビジネス承認を示す許認可を取得する必要がある。ナイジェリアで事業を行うための許認可があり、特に輸出業務運営のためのものもある。

g. 対象国からのライセンス

事実上、すべての国では、製品や商品を市民に販売する予定の企業は、特定のライセンスと認可を取得する必要がある。それゆえ、自社製品の販売相手国の要件について調べる必要がある。ただし、これらのライセンスの中には、対象国で販売する予定の製品の検査を必要とするものもあることに注意する。当該国の政府が定めた特定の基準を満たしている場合に限り、製品の販売が許可される。

その他文書：

h. 設立証明書（法人登録企業）

i. 納税証明書

j. 保険担保

2. 登録方法、費用、所要時間

輸出者への通知³²

この通知は、ナイジェリアの輸出や輸出促進事業に携わるエージェントおよび機関に関する情報提供のためにナイジェリア税関が発行するものである。

世界中の輸出ビジネスは、規定された手続きの順守を確認するために、価格、数量、梱包、出荷／移動、原産地などに関する文書に多く依存している。例えば、買い手は自国で商品を売り利益を得ることを可能にする書類が必要となるが、売り手／輸出者は支払われることを保証するために書類が必要である。従って、輸出者が所定の文書要件を満たさない限り、商品はナイジェリア以外の目的地に輸出することはできない。

輸出ビジネスに携わろうとする人は、ナイジェリア輸出促進協議会（Nigerian Export Promotion Council: NEPC）に登録する必要がある。

³² https://www.customs.gov.ng/Stakeholders/notice_exporters.php

輸出業者は、任意の承認を受けたディーラー（市中銀行またはマーチャントバンク）と共にフォーム NXP を作成して登録する。フォームは、取引を実行するディーラー（銀行）から得られる。

フォーム NXP を作成する目的は、次のことを確実にするためである。

- 輸出される商品が関連する政府機関が実施する検査対象となるため、当該商品が買い手の期待（注文）を満たしていること。輸出品目に応じて、植物検疫（連邦農林省）、連邦・生産検査サービス（連邦商務省）、食品医薬品局（連邦保健省、NAFDAC）、ナイジェリア標準化機構（SON）の検査が含まれる。
- 買い手の注文を満たした商品だけが出荷されること。ナイジェリア税関は、積荷に関してフォームの写しを正式に証明する。
- 輸出業者の収益（支払い）が、商品の船積から 90 日以内に正式に本国へ送金され、フォーム NXP の作成または登録を行った承認取引銀行が管理する本国の口座に振り込まれること。

輸出業者は、以下の輸出促進活動のために国内アカウントに外国為替を課金することが認められている。

- a. 出張手当
- b. 国内アカウントが管理されている銀行によって正式に認証され、承認された輸出に関する出張
- c. 貿易任務、見本市、輸出マーケティング調査などの輸出関連活動
- d. 輸出業者はまた、住所地のナイラ口座にある自らの輸出売上の一部または全額を、自律外国為替市場（Autonomous Foreign Exchange Market: AFEM）における一般的な購入価格で任意の承認取引銀行に対して売ることもある。
- e. 住所地の口座にある輸出収益は輸出業者が輸入用に使用することもできる。その場合、最初の段階で収益全額が当該口座に振り込まれていることが条件になる。

3. 手続きおよび書類要件³³

輸出取引の基本的な書類要件は次のとおりである。

³³ ナイジェリア中央銀行回状 No. TED/FEMFPC/GEN/01/012 ナイジェリアの揚地検査制度下における輸入ガイドライン、手続き、文書化要件について（添付）、2014年4月30日、貿易・取引部発行

- ・適正に完成したフォーム NXP
- ・プロフォーマインボイス
- ・該当する場合は、販売契約書
- ・NEPC 登録証明書
- ・1(d)(1)に記載されたひとつ又は複数の機関によって発行された関連する品質証明書
- ・出札、船荷証券など船積書類
- ・フォーム EUR-1 (EU が開発途上国製品の輸入に適用している一般特惠原産地証明書) などのその他の証明書

フォーム NXP の配布

輸出業者は、以下の詳細を含めてフォーム NXP を作成する。

- ・輸出業者の氏名と住所
- ・NEPC 番号
- ・輸出商品の説明
- ・数量とその測定
- ・商品単価
- ・商品の総額
- ・もしあれば、その他の費用
- ・輸送手段
- ・買い手（荷受人）の氏名と住所
- ・仕向け国
- ・植物検疫証明書、SON 証明書、NAFDAC などその他の書類

NXP フォームは 6 部作成する。処理銀行が最初のコピーを保持し、2 番目のコピーは CBN に送付される。関連する情報を抽出した後、同じコピーを国家海事局 (National Maritime Authority: NMA) に送る。第 3 部、第 4 部、第 5 部、第 6 部はナイジェリア税関 (NCS) に送られる。商品の輸送とナイジェリア税関による必要な承認の後、コピーは CBN、ナイジェリア輸出促進評議会 (Nigerian Exports Promotion Council: NEPC)、輸出業者に速やかに発送され、一部はナイジェリア税関が保持するものとする。

4. 輸出売上高の補償

収益は、売上の受領を証明する関連ファックスまたは電子メールメッセージとともに、船積みから 90 日以内に処理銀行が管理する輸出収益国内口座に送金される。銀行は、収益の領収書をナイジェリア中央銀行に速やかに証明しなければならない。

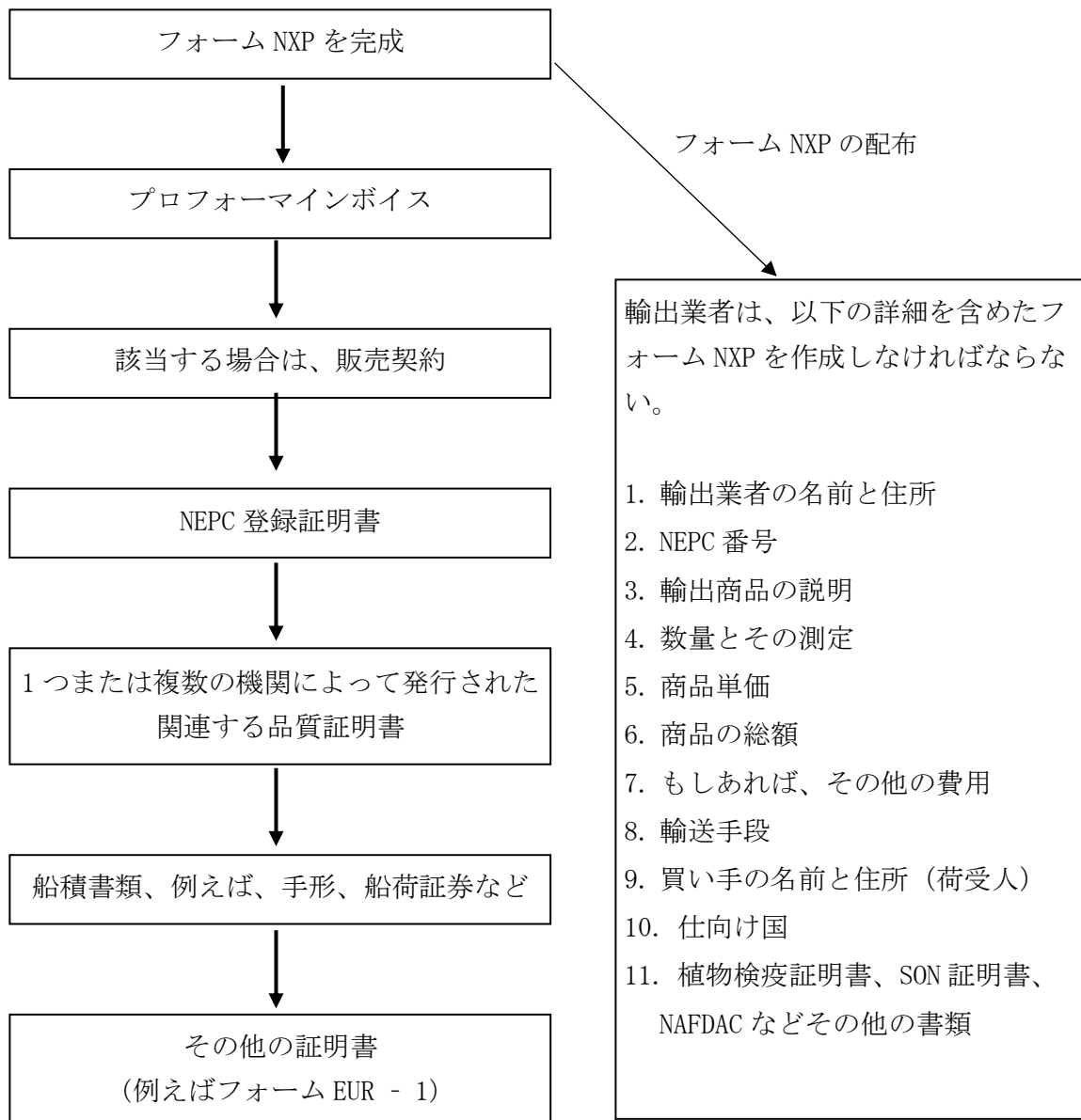
NEPC への登録申請書は 1,000 ナイラ、手数料は 10,000 ナイラである。NEPC 登録を完了するまでには約 1 週間かかる。

5. まざまな種類の登録

基本的に登録は1種類のみで、それはNEPCへの登録である。

手順全体のフローチャートと必要書類

ナイジェリアの輸出手続き



6. 輸出製品の検査と認証

ナイジェリア国外への輸出について実施される検査または認証は、特定の商品または品目による。検査または認証を実施する主要機関は以下のとおり。

- ・植物検疫（連邦農業省）
- ・連邦・精算検査サービス（連邦商務省）
- ・食品医薬品局（連邦保健省、NAFDAC）
- ・ナイジェリア標準化機構（SON）

VIII. ECOWAS 貿易自由化計画

1. ECOWAS 貿易自由化計画 (ETLS) の概要³⁴

アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) 貿易自由化制度の目的は、関税および相当効果の税の完全撤廃、非関税障壁の除去および加盟国で生産される商品保護のための対外共通関税の設定を目指す加盟国すべての中で関税同盟を確立することである。

以下は、制度の対象となる物品群である。

- ・未加工品

いかなる工業的变化も受けていない家畜、魚、植物または鉱物製品である。

- ・伝統的な手工芸品

職人により、道具を使って・または使わずに手作業で作られた品物、器具、道具。例えば木製の調理器具、工芸品、小さな家具、マット、カーペット、ベッドリネン、靴、ヘッドギア、精製羽毛など (ECOWAS の関税表を参照)。

- ・メンバー国原産の工業製品

上記の3つの商品グループには、次のような特権が与えられている。

- ・輸入関税および税金の完全免除

- ・数量規制無し

- ・輸入の結果、品目 (i) および (ii) の収益の損失に対して補償を支払う必要無し

2. 免税を受けるための規定と承認³⁵

このスキームで、対象となる商品のカテゴリーに関して度々変更が行われた。

最初のカテゴリーは、1979年に制度が最初に登場したときに定義された。当時、農業、工芸品、未加工品のみがこのスキームの恩恵を受けることに合意した。これに続いて、1990年にはさらなる合意に達し、工業製品もこのスキームに追加することが承認された。

工業製品が受け入れられると、どの製品が ETLS 地域に「由来」するのかを定義することが不可欠となった。この概念の指針となる原産地規則は、2003年1月31日の ECOWAS プロトコル A/P1/1/03 に定義されている。これによると、原産品は以下のように定義されている。

³⁴ <http://www.etls.ecowas.int/>

³⁵ <http://www.etls.ecowas.int/approval-procedures/>

- (1) 完全に生産された商品：原材料が完全にその地域に由来する商品
- (2) 完全には生産されていないがその生産には、製品とは異なる関税の下位区分に分類される資材の排他的使用が必要である。
- (3) 完全に生産されていないが、その生産は、完成品の工場出荷価格の少なくとも 30% の付加価値を受けた材料の使用を必要とする。

以下の特定の条件も満たさなければならない。

- ・ 物品は、加盟国を起源としていなければならない。
- ・ 物品は、これらの商品の取引を自由化する協定の付属書のリストに掲載されなければならない。
- ・ 原産地証明書と ECOWAS 輸出申告書が添付されていなければならない。
- ・ 物品は、ナイジェリアの輸出入ガイドラインに基づいて輸入許可手続きを受ける必要がある。
- ・ 書類から判断して価格が \$ 500 を越えない物品は証明書免除
- ・ この制度の受益者は、ECOWAS サブ領域内の住民でなければならない。

すべての物品は国家間道路交通申請書の対象となる。

国家間道路交通申請書は、タイプされるか、または手書きでなければならないが、手書きの場合、インクで読みやすくなければならない。

国家間道路交通申請書は、主な債権者または承認された代表者ならびに承認された国の保証人によって署名されなければならない。

物品は、ECOWAS ISRT ログブックの下で輸送され、加盟国と最終目的地の事務所との間で別の輸送手段に移されることはない。

3. ECOWAS 諸国からの輸入のための ETLS の手続き手順³⁶

承認手続きは 2 つのプロセス、すなわち企業の手続きおよび国家承認委員会手続きから成る。

企業の手続き：

企業は、記入済み申請書とすべての補足書類を関係国の ETLS 関連所轄省庁に送付する。

国家承認委員会手続き：

省庁は、記入済み申請書類を国内承認委員会のメンバー（特に ETLS 申請書を精査するた

³⁶ <https://www.customs.gov.ng/Guidelines/etls.php>

めに設定) に送付する。同委員会は、その時点で持ち込まれたすべての ETLS 申請を審査するための一連の会議と議論を行う。その後承認または不承認が勧告される。

承認および不承認を勧告する委員会の報告書は、所轄省に提出される。

ECOWAS 委員会は申請書を再審査し、NAC の承認を得られるならば、新しく承認された企業および製品を通知する通知書を全加盟国に送付する。

通知書が発送された後、承認された企業は、承認された製品の原産地証明書を所轄省庁から取得する。

IX. 結び

この報告書作成にあたって下記の資料を参照した。

- ・ナイジェリア税関

<http://www.customs.gov.ng>

- ・ナイジェリア中央銀行回状

<http://www.cbn.gov.ng/>

- ・外国為替管理マニュアル

- ・ナイジェリア輸出促進評議会

<http://www.nepc.gov.ng>

- ・西アフリカ諸国経済共同体

<http://www.etls.ecowas.int>

ナイジェリアにおける
輸出入規則及び手続きに関する調査

2017年3月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）お客様サポート部貿易投資相談課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.